

○豊島区介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

指定相当訪問型サービス(令和7年4月1日以降用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A2	2411	訪問型独自サービス21	□ 1月当 たりの 回数を 定める 場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287 単位	287	1回に つき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163 単位	163	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐 待防止措 置未実施 減算	□ 1月当 たりの回 数を定 める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2	
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	業務継続 計画未策 定減算	□ 1月当 たりの回 数を定 める場 合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1月1回 限度
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が [※] 100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1回につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔機能強化加算			50 単位加算	50	1月につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			